

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年2月7日

【会社名】 株式会社ノザワ

【英訳名】 NOZAWA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野澤俊也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸(078)333-4111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 金井一弘

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸(078)333-4111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 金井一弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社ノザワ東京支店  
(東京都中央区新富一丁目18番1号(住友不動産京橋ビル))

株式会社ノザワ名古屋支店  
(名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成26年2月7日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が兵庫県高砂市に保有する事業用資産（土地）について、時価の著しい下落による減損の兆候が認められたため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当該資産に係る回収可能性を検討した結果、連結及び個別決算で減損損失を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

平成26年3月期第3四半期の連結決算及び個別決算において、特別損失を下記のとおり計上いたします。

減損損失 8億10百万円

以 上